

水道のことは水道局まで ☎ 83-4111

水とくらし



◎水道局が行う修繕範囲を変更します

給水管の漏水は貴重な水資源の損失を招くほか、道路の陥没等の二次災害のおそれがあるため、現在、宅地内の第一止水栓（道路から宅地内 2m を限度とする）までを、水道局の負担で修繕しています。4月1日から、修繕範囲を「道路から宅地内の水道メーターまで」とし、宅地内 2m 以内という距離の制限をなくします。

※使用している水道メーターの口径によっては、範囲が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◎漏水したときの連絡先

道路から水道メーターまでの漏水は、水道局までご連絡ください。また、水道メーターから蛇口までの漏水は、水道局指定給水装置工事事業者、メーカー・販売店、アパートやマンションの管理会社等にお問い合わせください。
※水道局指定給水装置工事事業者の一覧表は、市ホームページに掲載しています。
【問い合わせ先】水道局工務課（☎ 81-3969）